

建設工事の標準請負契約約款の改正について

1. 建設工事標準請負契約約款の改正

建設業における契約・取引の対等化・明確化を図る等の観点から、建設工事の標準請負契約約款を次のとおり改正する。

① 公共工事標準請負契約約款

別添 1 の公共工事標準請負契約約款新旧対照条文の改正案のとおり一部改正する。

② 民間建設工事標準請負契約約款（甲）

別添 2 の民間建設工事標準請負契約約款（甲）・民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款の比較三段表の改正案のとおり全部改正する。

③ 民間建設工事標準請負契約約款（乙）

別添 3 の民間建設工事標準請負契約約款（乙）新旧対照条文の改正案のとおり全部改正する。

④ 建設工事標準下請契約約款

別添 4 の建設工事標準下請契約約款新旧対照条文の改正案のとおり一部改正する。

2. 今後の検討課題

以下の事項については、課題等の整理を事務局において行った上で、取扱いについて検討することとする。

① 今回の改正は、当面改正する必要がある事項に限ったものであり、更に改正すべき項目があるか整理する。特に、民間建設工事標準請負契約約款については、民間の取引実態等を踏まえつつ、定期的な見直しを実施する。

② 契約実態等を踏まえつつ、専門工事業者間や下請企業間に適用する契約に関する標準的な約款の整備について検討する。